

平成 23 年度指定障害福祉サービス事業所等の指導方針

H 23. 7. 1

1 指導の基本方針

平成 18 年度に施行された障害者自立支援法については、県内において虚偽の指定申請等による指定取消しや指定の全部の効力の停止処分、報酬の返還等の事案が生じたところであり、また、各県民局が実施した実地指導においても、依然として何らかの指導を受けている事業所が多数見受けられる。

こうした状況を踏まえ、平成 23 年度の指導においては、関係法令等に定められた自立支援給付サービス等の取扱い及び自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について、基本的な事項を含めて周知徹底を図ることとするが、事業所等の適正な運営を促進するため、特に次の事項について重点的に指導することとする。

2 重点指導事項

(1) 報酬請求

報酬は指定基準や報酬告示等に従って適切にサービスが提供された場合に請求できるものであり、適切な報酬請求が行われることは、公平性を確保する上でも極めて重要であるにもかかわらず、過去の実地指導において、本体報酬算定や加算算定に関して多数の指摘を行っているところである。

また、全国的に見ると不正請求で事業所等が処分される事案が多数発生しており、不適切な報酬請求を未然に防止することが求められている。

こうした状況を踏まえ、報酬告示や留意事項通知等に従って適正な報酬請求について重点的に確認、指導する。

(2) サービスの提供の記録

サービス提供の記録は、提供時間、提供内容等の記録で、その確認を利用者等から受けることにより報酬請求の根拠となる極めて重要な記録であるにもかかわらず、過去の実地指導において、①訪問系サービスや日中活動系サービス（入所施設が当該施設の入所者にサービスを提供する場合を除く。）の利用者について、サービスの提供の都度記録を作成していない、あるいは、利用者の確認を受けていない事例や、②提供内容の記録が不十分な事例、③提供記録の保存がされていない事例などがあったことから、その適切な記録の作成・保管等について重点的に確認、指導する。

(3) 計画の作成等

居宅介護計画や個別支援計画は利用者に対するサービス提供の基本となるものであり、極めて重要な書類であるにもかかわらず、過去の実地指導において、居宅介護計画については、①作成されていない事例や、②サービス提供実態と乖離しているにもかかわらず見直しを行っていない事例などが、また個別支援計画については、①適切な手順に従って作成されていない事例や、②サービス管理責任者が作成業務に適切に携わっていない事例などがあり、その適切な作成等について重点的に確認、指導する。

(4) 非常災害対策

非常災害対策について具体的な計画を定めて、定期的に避難訓練等を実施するとともに、必要な消防用設備を設置することは、利用者等の安全を確保するために極めて重要である。

特に、各種社会福祉施設において、火災や豪雨・震災等の自然災害による施設損壊、人身被害等が発生していること、今世紀前半にも発生する可能性が高いといわれている東南海・南海地震を鑑み、障害福祉施設等においても、消防法等の規定に従った計画の策定・変更、消防署への届出、立地条件に応じた風水害に対する防災計画の策定、避難訓練等の体制整備や訓練実施及び設備の設置が行われているか、また、消防署から受けた指導について適切に改善しているかなど、非常災害等対策について重点的に確認、指導する。

(5) 虐待の防止及び利用者事故等への対応

虐待は重大な権利侵害であり、各事業所等が虐待の防止に向けて取り組むことは極めて重要である。

特に、虐待を発見した人の通報義務等を定めた障害者虐待防止法が成立（平成24年10月1日施行）したことからも、従業者による利用者に対する虐待を未然に防止するとともに、虐待を早期に発見して迅速に対応するため、研修などを通じた人権意識の高揚、組織としての相互牽制体制の確立、適切な苦情解決体制の整備と周知徹底、成年後見制度の利用等を通じた虐待防止への取組について重点的に確認、指導する。

また、利用者事故等の発生時の対応について、対応マニュアルの策定や事故等記録の保存、保護者や関係機関等への報告が適切に行われているかなど、事故発生時の対応について確認、指導する。

(6) 変更の届出等

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定められた事項に変更があった場合やサービスを休止・再開する場合は、障害者自立支援法第46条により10日以内に届け出ることが定められているにもかかわらず、期限までに届け出られない事例が多数生じている。このため、届出漏れ等による法律違反の事案の有無について重点的に確認、指導する。

※ 変更の届出のうち介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出及びそれに伴う変更の届出は、前月の15日までにを行う必要がある。

また、事業所の廃止又は休止の届出は、利用者のサービス確保等の観点から、岡山県独自に1か月前までに届け出るよう指導している。